

10. 文科省とD○Eの航空機による測定値データ（元データ）を公開すること。

（答）

1. 文部科学省と米国エネルギー省航空機による航空機モニタリングは、機内に設置した高感度のNaIシンチレータ検出器において、飛行しながら地表面からのガンマ線を信号として検出し、その後、地上において、専用のソフトウェアを使用してデータを解析した上で、各地点の空間線量率、土壌濃度のマップを作成している。

17. 給食の放射エネルギーを調査し、公表すること。

18. 給食費による内部被ばくを文科省の「1ミリシーベルト」目標に含めること。

（答）

1. 食品については、放射性物質に関し、原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値としており、これにより、原子力災害対策本部による出荷制限に関する指示等の必要な措置がとられています。
2. したがって、市場に出回っている食品は問題のないものと認識しており、現時点では、学校給食に関して特段の措置を講じることは考えておりません。

19. 子どもの疎開について、具体的に検討すること。

（答）

1. 文部科学省としては、福島県と連携して継続的なモニタリングを実施しており、放射線量は事故直後に比べて低減しており、大きな変動がないことを確認しています。
2. なお、避難区域等の設定や避難の考え方については、原子力安全委員会の助言を受け、原子力災害対策本部が決定してきたところです。

20. 予防原則にたって子どもたちの被ばくを低減するための「夏休みの前倒し」を行う必要がないとする根拠を示すこと。

（答）

1. 文部科学省としては、福島県と連携して継続的なモニタリングを実施しており、放射線量は事故直後に比べて低減しており、大きな変動がないことを確認しています。
2. 夏休みの前倒しについては、学校長等の判断により行われるものです。

21. 「1ミリシーベルト」以上になった場合の対策は何か。

(答)

1. 5月27日付けの事務連絡「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」においては、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1mSvを目指すこととしています。
2. これは、文部科学省として、学校内において児童生徒等の受ける線量を低減させ、より安心して教育を受けられる環境の構築を目指し、更なる取組を推進することを示したものであり、1mSvは、その目標として掲げた値であり、安全基準ではありません。
3. 文部科学省においては、校庭・園庭における土壌に関する線量低減策への財政的支援の実施など、児童生徒等が受ける線量の低減に努めているところです。